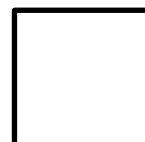
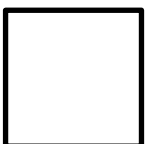


第 1 章

計画の基本的事項





1

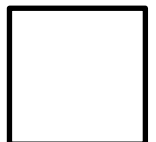
計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速な少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などが将来的に社会・経済に深刻な影響を与えることが危惧され、早期に解決しなければならない喫緊の課題となっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要になっています。

このような状況の中で、国においては平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、東村山市でも、平成16年度に『東村山市次世代育成支援行動計画（東村山子育てレインボープラン）』を策定し、平成21年度までの「前期計画」、同26年度までの「後期計画」を通して、子どもを産み育てやすいまちづくりをめざし、子育て支援策の拡充に努めました。

しかしながら、その間も晩婚化や非婚化などを背景とした急速な少子化が進み、一方では依然として多くの保育所入所待機児童が存在し、また、児童虐待が深刻化するなど、子育てをめぐる環境は厳しくなっていました。そうした事態に対応して子育てをしやすい社会にしていくために、国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。当市は、『東村山子育てレインボープラン』の“子育てのまちづくり”としての将来像「すべての子どもと大人が いっしょに育つまち」の考え方を受け継ぎながら、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的に、『東村山市子ども・子育て支援事業計画（第1期）』を策定しました。

この子ども・子育て支援事業計画の計画期間は5年間と定められており、令和元年度いっぱいまで期間満了となることから、令和2年度を始期とする次の5か年においては、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを背景として、国が示す待機児童を解消し保育の受け皿を整備拡大する「子育て安心プラン」や子育て世代の経済的な負担軽減を図る「幼児教育・保育の無償化」、また多様で柔軟な働き方をめざす「働き方改革」などの新たな政策を踏まえ、一層の子育て支援の充実を図ることを目的として『第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画』を策定するものです。

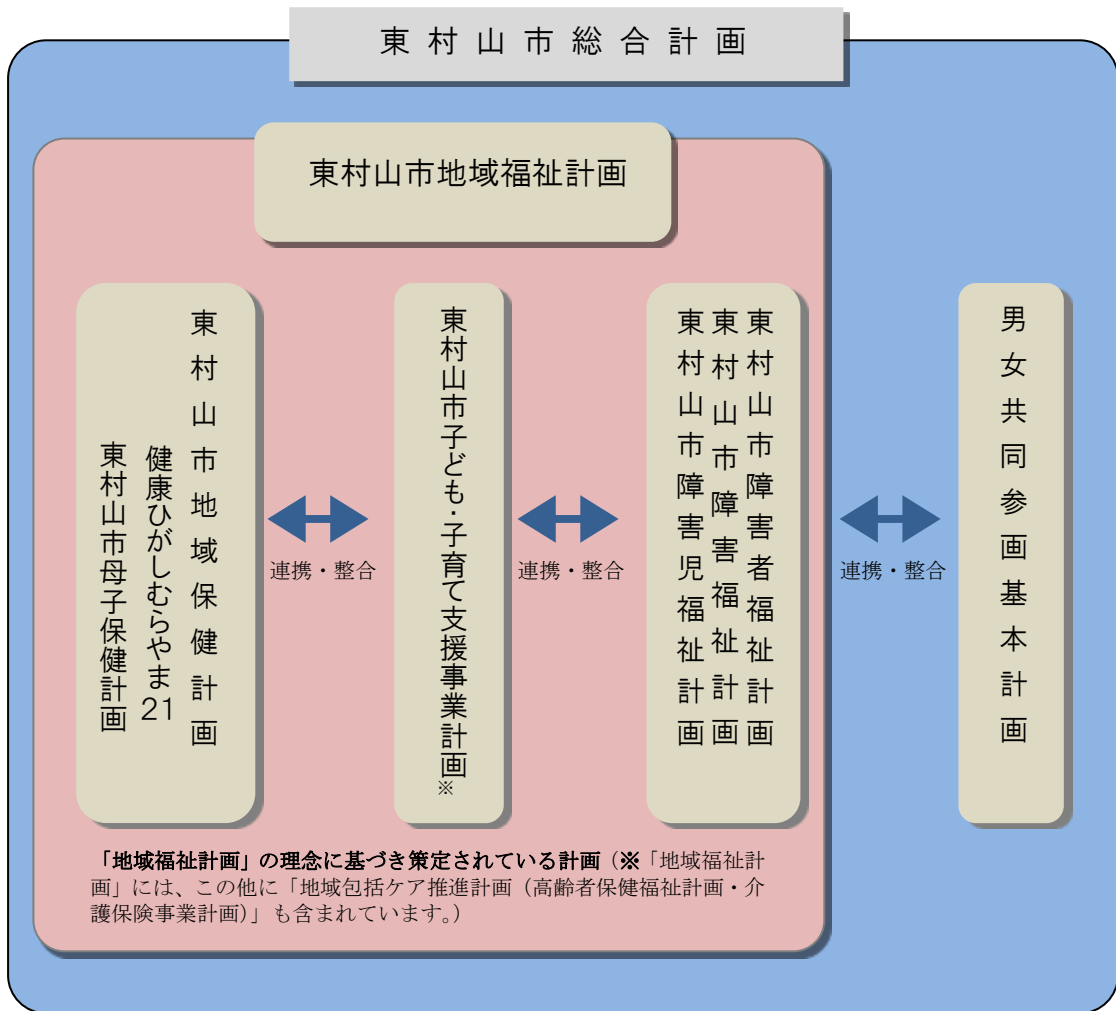


2

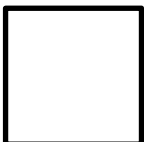
計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、『東村山子育てレインボープラン』の考え方を引き継ぎ、子ども・子育て支援法第61条を根拠に、東村山市子ども・子育て会議の意見をうかがって策定しました。
- ◇『東村山市総合計画』を上位計画とし、『東村山市地域福祉計画』（「障害者福祉計画」等・「地域保健計画」・「地域包括ケア推進計画」を含む）の理念を踏まえて、関連計画との整合を図りながら策定しています。

<関連計画の位置づけ>



*図には、子ども・子育てに関する計画のみを掲載しています。



3

計画の対象と期間

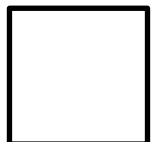
(1) 計画の対象

この計画の対象は、生まれる前（妊娠時）から小学生までの子どもとその家庭とします。

(2) 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、計画の中間年（令和4年度）を目安として見直しを行います。

計画名	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
総合計画		第4次	第5次			
地域福祉計画		第5次				(見直し)
子ども・子育て支援事業計画		第2期				
地域保健計画		第5次				(見直し)
障害者福祉計画		第5次				(見直し)
障害福祉計画・障害児福祉計画		第5期	第6期			(見直し)
地域包括ケア推進計画		第7期	第8期			(見直し)
男女共同参画基本計画		第3次			(見直し)	



4

計画策定の方法

この計画は、市民、保護者、子ども・子育て支援事業の従事者、有識者から成る東村山市子ども・子育て会議で検討を重ねて策定しました。

また、計画の策定に先立ち、市内の子どもと保護者に関する詳細な実態を把握するために、次のとおり調査を行いました。

①子ども・子育てに関する利用希望把握調査

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の利用量・利用希望を把握し、量の見込みを算出するための資料としました。また、就学前児童、小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関する利用希望、日常生活の実態等を把握し、今後の取り組みの検討のための基礎資料としました。

■調査の概要

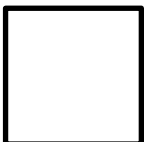
調査方法	郵送配付一郵送回収法			
調査期間	平成30年11月21日～12月12日			
回収状況	調査の種類	配付数	有効回収数	有効回収率
	未就学児童	1,400	876	62.6%
	小学生	600	333	55.5%

②補足調査

子どもと保護者に関する詳細な実態を把握するために、補足調査として次の各保護者を対象にしたアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

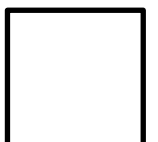
調査の各対象者(保護者)	配付数	有効回収数	有効回収率
認可保育所在園児保護者	415	385	92.8%
認可外保育施設在園児保護者	138	99	71.7%
幼稚園在園児保護者	580	542	93.4%
児童クラブ利用保護者	240	200	83.3%
子育てひろば利用保護者	120	85	70.8%
合計	1,493	1,311	87.8%

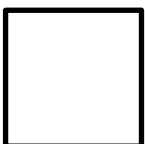




第2章

市の子ども・子育てを取り巻く状況





1

統計的な状況

(1) 人口の状況

① 人口・世帯数の推移

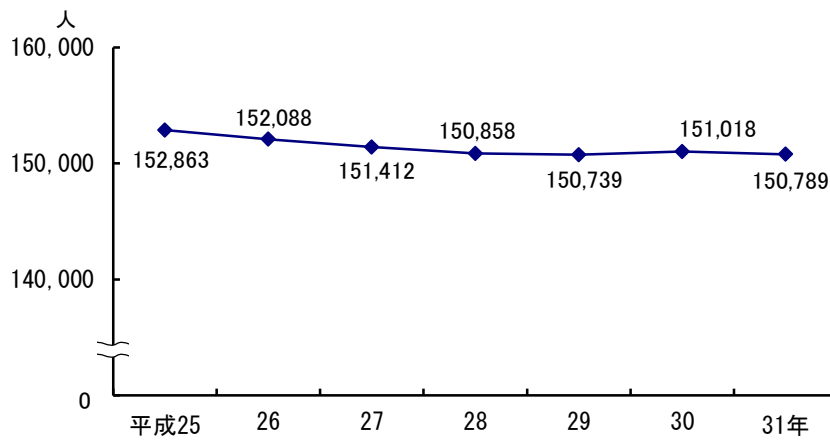
東村山市の人口（外国籍市民を含む）は減少傾向で推移し、平成31年1月1日現在で150,789人となっています。世帯数は、年々増加しており、平均世帯人員数は平成25年の2.18人から、同31年には2.07人にまで減少しています。

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口（人）	152,863	152,088	151,412	150,858	150,739	151,018	150,789
世帯数（世帯）	70,137	70,199	70,446	70,795	71,417	72,222	72,686
平均世帯人員（人）	2.18	2.17	2.15	2.13	2.11	2.10	2.07

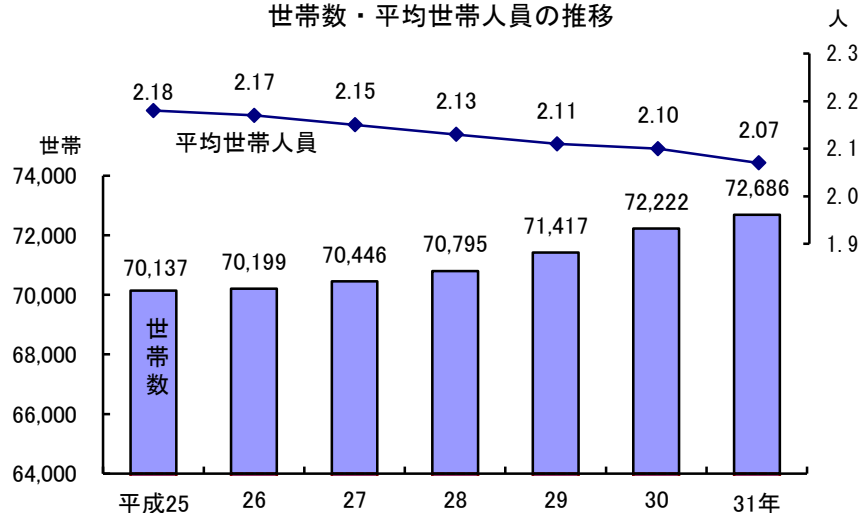
（各年1月1日現在）

資料：住民基本台帳

人口の推移

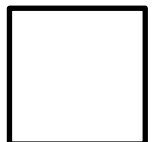


世帯数・平均世帯人員の推移



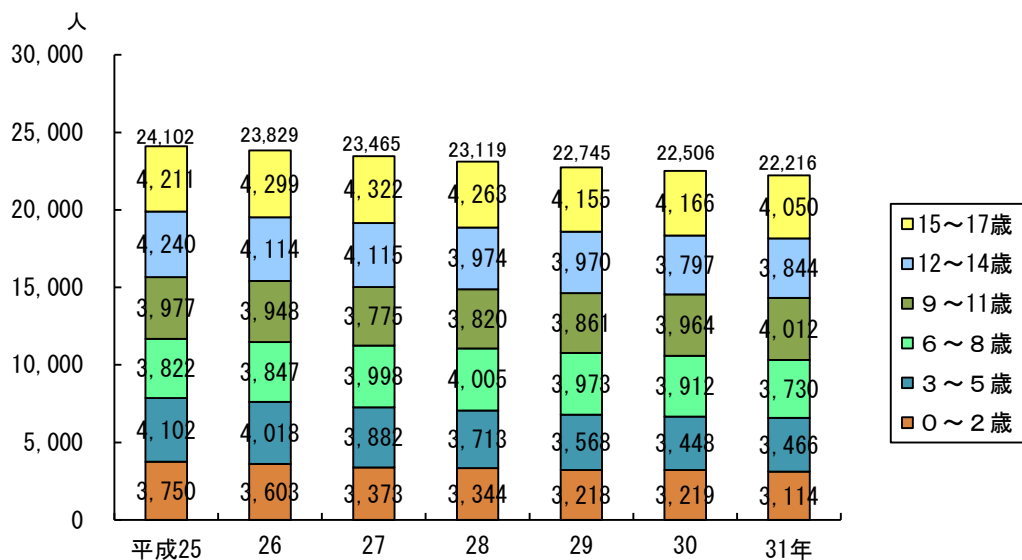
（各年1月1日現在）

資料：住民基本台帳



② 児童数の推移

0～17歳までの児童数（外国籍市民を含む）については、全体としては年々減少しており、平成31年1月1日現在では合計22,216人となっています。平成31年の人数を同25年と比べると、特に5歳以下の児童数が大きく減少しています。



（各年1月1日現在）

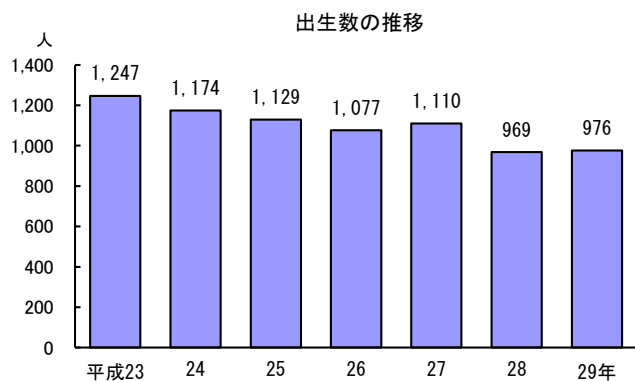
資料：住民基本台帳

（2）出生の状況

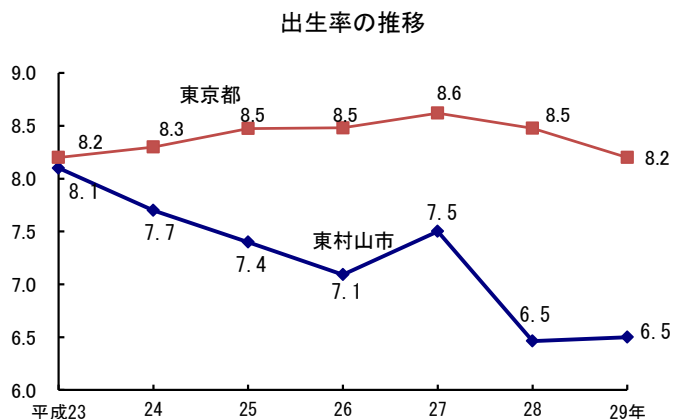
① 出生数・出生率の推移

出生数については、近年は微減傾向で推移し、平成23年の1,200人台に対して平成29年には、900人台の数値となっています。

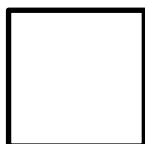
出生率（人口千対・‰）をみると、平成23年は東京都とほぼ同じ値でしたが、以降の年はいずれも都の値を下回って推移しています。



資料：人口動態統計

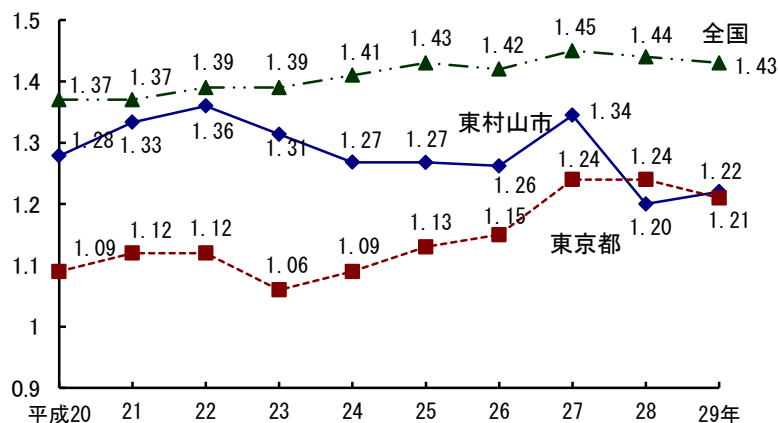


資料：人口動態統計



② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、全国水準より低いものの東京都水準よりは高い傾向にありましたが、平成28年には両値を下回る1.20となり、その後東京都と同程度の1.22となっています。



資料：人口動態統計、全国は厚生労働省人口動態調査

(3) 就業の状況

① 就業率の状況

男女別の就業状況を平成22年と27年で比較すると、15歳以上人口は、国及び当市では男女ともに減少、東京都では男女ともに増加しています。

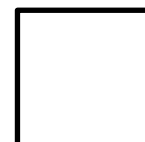
就業率については、国では男性は低下、女性は上昇、東京都では男女ともに低下しています。当市では男女とも上昇しており、男性で1.9ポイント、女性で4.3ポイントの上昇を示しています。

単位：人、%

平成22年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	53,154,614	34,089,629	64.1	57,122,871	25,521,682	44.7
東京都	5,652,734	3,460,120	61.2	5,839,722	2,552,416	43.7
東村山市	65,010	37,911	58.3	68,184	26,402	38.7

平成27年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	52,879,791	33,077,703	62.6	56,874,386	25,841,333	45.4
東京都	5,749,774	3,291,599	57.2	5,989,897	2,567,360	42.9
東村山市	62,646	37,693	60.2	66,867	28,755	43.0

資料：国勢調査

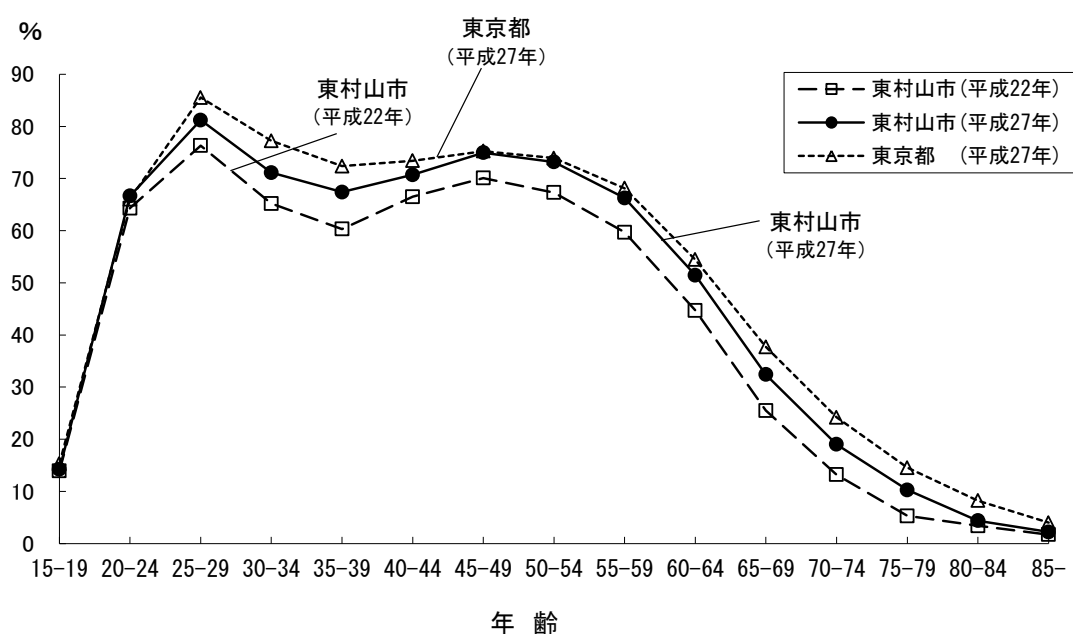


② 女性の年齢階級別労働力率の推移

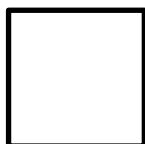
女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口〔就業者＋完全失業者〕の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字曲線」を描いています。出産や育児により一時的に離職し、その後再就職する女性が多いことを示しています。

当市の平成27年における女性の労働力率をみると、すべての年代で同22年よりも高くなっています。

また、東京都と比べると、平成27年では、20歳代前半を除いてすべての年齢層で、当市の労働力率は都を下回っています。



資料：国勢調査



当市は、「子育てするなら東村山」というスローガンのもと、“子育てのまちづくり”としての将来像を「地域と共に すべての子どもと大人が いっしょに育つまち」として、1～2歳児を中心とした保育の受け皿の整備や、利用者支援事業を始めとする相談支援体制の充実及び地域全体での子育て支援の推進などを主な内容とした「東村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現を図ってきました。

この計画の実効力を高めるため、計画期間である平成27年度から令和元年度（平成31年度）までの間に、各年度ごとに、施策の実施状況等について、東村山市子ども・子育て会議の意見を聴き総合的に点検・評価を行うとともに、待機児童の状況についての分析を行ってきました。これらの内容などを踏まえつつ、小規模保育施設等の整備や既存の子育て資源の活用等、教育・保育の提供体制の整備を中心に取組んだ結果、平成27年4月時点と比べ、平成30年4月時点において、2号認定については77人、3号認定のうち0歳児については10人、1～2歳児については130人の受け皿を新たに確保することで、待機児童数は5人まで減少しました。

また、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援の充実のために「ゆりかご・ひがしむらやま」事業により支援体制の整備・強化を図り、安心して出産・子育てできる環境づくりを進めるとともに、児童虐待の予防や早期発見に向けて、「子ども家庭支援センター」の位置付けを明確化し、その機能の強化を図ってきました。

しかしながら、女性の社会参加や働き方改革の進展、核家族化の進行等社会情勢の変化を背景に、子育て世帯のライフスタイルは変容してきており、待機児童数は、平成31年4月時点には91人まで増加し、令和2年1月時点においても、解消には至っていない状況です。また、これらの課題と併せて、地域のつながりの希薄化や価値観の多様化など様々な環境要因により、虐待、貧困、孤立等、子どもや子育て世帯をめぐる問題は複雑化してきており、一層の子育て支援体制の充実が期待されています。

